

大分川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 下流部には県都大分市があり、基幹交通施設が存在し交通の要衝
- ・ 中流部は 1/50 程度の急勾配である一方、下流部は沖積平野が形成され緩勾配
- ・ 流域の地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 源流の由布岳は、由布・鶴見火山群の自然林やススキ草原が分布する他はスギの人工林
- ・ 上流部は、由布院盆地を貫流し、水際部にはカワセミ等が生息
- ・ 中流部は、峡谷形態をなし、河岸は崖状でアラカシ林が分布、水域は瀬・淵が連続
- ・ 下流部は、ヤナギ類などの河畔林、アユなどの産卵場となる瀬が分布

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 明治 26 年及び大正 7 年洪水を契機に昭和 5 年から県営工事に着手し、昭和 16 年に直轄事業として着手
- ・ 昭和 28 年 6 月の大出水を契機に昭和 31 年に上流の芹川ダムにより洪水調節を行う計画に改定
- ・ 昭和 42 年に一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和 45 年に下流部の計画高水流量を改定し、昭和 49 年に大分

川の改修区間を大分市小野鶴から天神橋まで延長

- ・ 氾濫区域内における人口及び資産の増大等を考慮し、昭和 54 年に現在の工事実施基本計画に改定

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として約 8,500ha のかんがいに利用されるほか、水道用水、工業用水、水力発電に利用されている

(水質)

- ・ 高度成長期には環境基準値を超えていたが、現在、いずれの地点も環境基準値を満足

(河川の利用)

- ・ 下流部の堤防や高水敷は、散策やスポーツ、花火大会などのイベント会場として活用、水面はアユ釣りやカヌーの練習に利用
- ・ 中上流部は、男池、渓谷などの景勝地が点在、多くの行楽客

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア．災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備方針)

- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ アユの良好な産卵場である七瀬川合流部付近では、河道掘削にあたり、モニタリングを行いながら産卵場の保全に配慮して計画的に実施

- ・内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・人口資産が集積する本川下流部の整備の進捗を踏まえて本川中上流部や支川の整備を進めるなど、上下流バランス等を考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・流域の人々と大分川との関わりを考慮しつつ、良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・アユ、ウグイ、ヨシノボリ等の産卵場、汽水域の多様な生物が生息する干潟やヨシ原の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・豊後富士と呼ばれる由布岳などと調和した河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・大分川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全
- ・水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理)

- ・治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

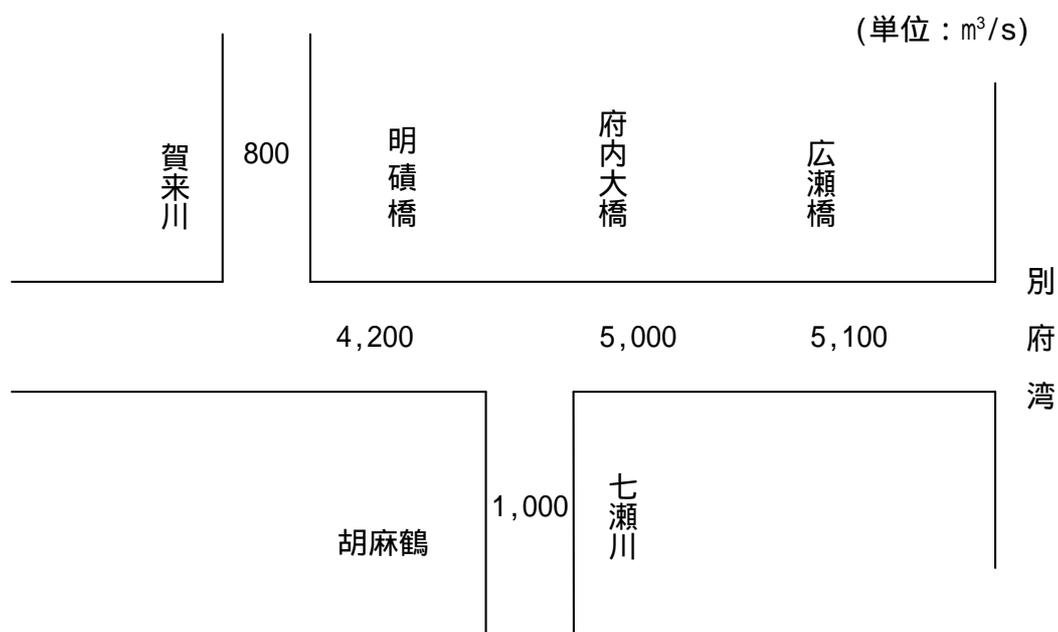
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
大分川	府内大橋	5,700	700	5,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

大分川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
大分川	明 磧 橋	8.7	11.89	190
	府内大橋	6.8	9.75	270
	広 瀬 橋	5.0	7.86	270
七瀬川	胡 麻 鶴	合流点から 6.2	25.02	100

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 府内大橋地点：利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、概ね $6.6\text{m}^3/\text{s}$ とする